

Vol
89
2025

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 7月は「再犯防止啓発月間」です！
- 戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました！
- 拘禁刑下の受刑者処遇等について
- 記者が行く！～ケニア訪日研修で日本の保護司制度を学ぶ～



《特集記事》

- 01 7月は「再犯防止啓発月間」です！
- 03 戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました！
- 06 拘禁刑下の受刑者処遇等について

《常設記事》

- 08 お答えします～施設課で働く理系出身の技術系職員について～
- 09 記者が行く！
～ケニア訪日研修で日本の保護司制度を学ぶ～

《連載記事》

- 14 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.68
～靈感商法等対応ダイヤル～
- 15 法制度整備支援の現場から
- 17 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.25
～戸籍企画官～

7月は「再犯防止啓発月間」です！

再犯防止について教えてください！

再犯防止とは、犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく、社会の一員として暮らしていけるようにすることを指します。

法務省は、再犯を防止することを通じ、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

再犯防止に関してどのような取組がありますか？

犯罪や非行をした人は、刑期を終え、地域社会に戻っていくに当たって、立ち直りを決意していても、「住むところや仕事がない」「薬物依存がある」「孤独・孤立の状態にある」といった“生きづらさ”を乗り越えられず、再犯や再非行に至ってしまう場合があります。例えば、住まいや仕事を確保できず、社会復帰が困難となっている人には、更生保護施設で一時的に受け入れたり、就労支援をしたりして、必要な指導・支援を行うなどしています。

「再犯防止啓発月間」について教えてください！

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）では、国民の皆さまに広く再犯の防止等について関心と理解を深めるため、7月が「再犯防止啓発月間」と定められています。法務省は、同月間を中心に、再犯防止に関する広報・啓発活動を積極的に展開しています。

令和6年度に行った再犯防止に関する広報・啓発活動について教えてください！

令和6年度は、再犯防止の広報・啓発動画「蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」」をYouTube法務省チャンネルで公開しました。プロレスラーの蝶野正洋さんが、薬物事件による有罪判決を受けた経験のある俳優の高知東生さんにインタビューを行いました。お二人のやりとりを通じて、薬物依存からの回復には何が必要か考えるきっかけになるような動画です。

現在も公開中ですので、まだご覧になっていない方は、ぜひYouTube法務省チャンネルでご覧ください！



▲ 広報・啓発動画のサムネイル

▲ 本編動画 ([YouTube法務省チャンネル](#)のページに移動します。)

令和7年度の「再犯防止啓発月間」ではどのような取組をするのか教えてください！

今年は広報・啓発動画と再犯防止啓発月間ポスターを制作します！

広報・啓発動画は、著名なタレントと犯罪や非行をした人の社会復帰支援を行ったご経験のある方との対談を通じて、国民の皆さまに、再犯防止の重要性について分かりやすくお伝えできるような内容にしています。作成した広報・啓発動画は、7月の「再犯防止啓発月間」に合わせて、YouTube法務省チャンネルで公開予定です。

再犯防止啓発月間ポスターは、地方公共団体、警察署、大学、首都圏の主要駅等で掲示予定です。

再犯防止について、もっと知りたいです！

詳細については、「再犯防止対策」のページをご覧ください。



[「再犯防止対策」ページ](#)▲

戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになりました！

はじめに

コセキツネ
だよ！



戸籍とは、日本人の身分事項（出生や婚姻など）を公証する唯一のものだよ。これまで戸籍には氏名のフリガナが記載されていなかったけど、令和7年5月26日から、氏名のフリガナが記載されるようになったんだ。これによって、いろいろな行政手続きが効率化されて、デジタル社会における重要な基盤となることが期待されているよ。

それじゃあ、みんなの戸籍に氏名のフリガナが記載されるまでの流れを説明するね。

あなたのご自宅に通知が届きます



令和7年5月26日以降順次、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが書かれた通知がみんなの住所に送られてくるから、通知が届いたら、必ず確認してね。

フリガナの通知は、戸籍単位で送付されるから、例えば、父、母、長男、長女の4人家族が同じ住所に住んでいる場合は、家族4人分のフリガナが記載された通知が住所地に届くことになるよ。この例で、例えば長男だけ別の住所に住んでいる場合は、長男には個別に通知が届くよ。

通知に記載されるフリガナは、住民票のフリガナ情報等を参考にしているよ。



さっきもお願いしたけど、通知が届いたら、通知に記載されたフリガナを必ず確認してね。正しいフリガナの場合は、届出をしなくても令和8年5月26日以降に通知のとおり戸籍に記載されるから届出は不要だよ。

もしも間違っていたら、令和8年5月25日までに、市区町村に正しいフリガナを届け出てね。届出は、郵送や窓口で行うこともできるけど、マイナポータルからオンラインで行うのが便利だよ。詳しい手順は、以下の特設サイトや動画を確認してね。

特設サイト「戸籍にフリガナが記載されます【オンライン届出について】」

https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow_online.html



動画「オンラインでの氏名のフリガナの届出方法」

<https://www.youtube.com/watch?v=3NNzgpbam8Y>



注意！

氏のフリガナは戸籍の筆頭者（一番最初に記載されている人）が、名のフリガナは各人が届出をすることができます（未成年者については、親権者が届出することもできます。）。

届出をする際は、他の行政手続等（パスポート等）において既に使用している氏名のフリガナを確認してください。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

なお、届出に手数料はかかりません。また、届出をしないことに罰則もありません。

戸籍に記載されたフリガナを変更するには



令和8年5月25日までに届出をしなかった場合、通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されることになるけど、後から間違っていることが分かったら、一度だけ家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができるよ。

でも、一度届出をした後に変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要になるよ。

おわりに



みんなの戸籍に関わる重要なことだから、通知が届いたら必ず内容を確認してね！

拘禁刑下の受刑者処遇等について

拘禁刑とは？

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役及び禁錮に代わって、新たに「拘禁刑」が創設され、令和7年6月1日に導入されました。

これまでの懲役受刑者については、作業を行うことが前提とされ、作業に一定の時間を割かなければなりません。作業は、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を図る上で重要であり、その意義は拘禁刑が導入されても変わるものではありません。一方、受刑者の中には、作業よりも指導を優先的に実施した方が有効と考えられる者や、医療や福祉の面から、作業よりも支援的な処遇に多くの時間を割く必要性のある者もいます。より再犯防止に向けて効果的な処遇を行うためには、個々の受刑者の特性に合わせて柔軟な処遇を行っていくことが必要です。

このため、拘禁刑下においては、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとされました。これにより、全ての受刑者に一律に作業を行わせるのではなく、受刑者一人一人の特性に応じた処遇を実施できるようになり、今まで以上に効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることが期待されます。

受刑者処遇の充実を図るための取組

○個々の特性に応じた処遇を実現するために

拘禁刑創設の趣旨を踏まえ、受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らして、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、矯正処遇課程を設定します。矯正処遇課程には、それぞれ改善更生のために手当てすべき重要な事項などが定められています。

個々の特性等に応じて矯正処遇課程を指定し、その矯正処遇課程を実施する施設に集団で処遇することで、受刑者個々に必要な処遇を効果的かつ効率的に実施します。

矯正処遇課程の例

福祉的支援課程

知的障害等の障害があり、福祉的な支援が必要な者など



高齢福祉課程

高齢等により自立生活が困難な者など



依存症回復処遇課程

薬物依存の度合いなどを踏まえ、矯正処遇を重点的に行う必要がある者など



若年処遇課程

26歳未満の若年受刑者



○特性に応じた矯正処遇等の実施

拘禁刑下においては、多職種の職員が連携し、作業、改善指導及び教科指導の充実を図り、個々の受刑者の特性に応じて必要なものを組み合わせて実施します。特に受刑者自身が処遇の必要性を理解し、自主的・意欲的に取り組めるよう動機付けのための働き掛けを強化しました。また、社会復帰支援についても、入所後早期から支援ニーズを把握し、住居・就業先・福祉サービスの確保など釈放後の社会生活を見据えた支援を実施します。

おわりに

再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、法務省矯正局では、拘禁刑創設の趣旨を踏まえた受刑者処遇の充実に取り組んでいます。より詳しく知りたい方は、法務省ホームページに、今後の刑事施設における矯正処遇等がどのように変わったかについて、資料を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「拘禁刑下の矯正処遇等について」（法務省ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf>



お答えします～施設課で働く理系出身の技術系職員について～

Q1 どんな人たちが働いていますか？

法務省が所管する施設の建替えや改修工事などを行うため、法務省大臣官房施設課では、施設整備に関する専門知識を持った多くの技術系職員が働いています。

Q2 施設課の技術系職員の仕事って何ですか？

法務省は、検察庁や法務局などの施設のほか、刑務所、拘置所、少年院などの収容施設（矯正建築）を所管しており、施設課の技術系職員は、これらの施設を整備（企画、設計、工事監督など）する仕事を担当しています。

特に収容施設の整備は、全て「法務省大臣官房施設課」が行っていることから、施設課で働く技術系職員は、収容施設の整備に関して、日本で唯一無二のノウハウを持った技術者集団、と言っても過言ではありません。

収容施設は、被収容者の逃走防止や受刑者の社会復帰支援等の目的も踏まえ、国内に類似例のない特殊性のある建物として設計しています。

Q3 近年、法務省が整備した施設を教えてください。

近年完成した施設の一部を紹介します。



熊本刑務所（庁舎）



旧小菅刑務所庁舎(重要文化財)

熊本刑務所の庁舎は、令和4年に完成しました。市街地にあるため、外塀と建物を一体として設計し、周辺環境との調和を図っています。

また、保存改修工事を行った東京拘置所内にある旧小菅刑務所庁舎は、国の重要文化財に指定されただけでなく、2025年日本建築学会賞を受賞しました。

法務省が整備した施設や施設課の仕事に興味を持っていただいた方は、[施設課の紹介ページ](#)をご覧ください。

記者が行く！**～ケニア訪日研修で日本の保護司制度を学ぶ～**

本年4月15日から25日までの約2週間、ケニアの方々が来日して研修を受けました。この研修について、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）の担当者に話を聞きました。

記 者

この研修は、一体どういうものなのですか？

担 当 者

この研修は、ケニアで更生保護ボランティアと協力した社会内処遇の仕組みを作ることを目指し、JICAが実施するプロジェクトの一環として行われたものです。ケニア内務省保護観察局の職員10名が来日し、日本の保護司制度について学びました。私たちアジ研は、技術支援機関としてこの研修の企画・運営を担当しました。

ちなみにアジ研とは、法務省と国連が協力して運営している、主に途上国や新興国の刑事司法実務家に対する国際研修を行う機関です。

（ケニアでのプロジェクトの詳細は下記リンクから：

<https://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no87/3.html>）



開講式



アジ研での様子

記 者

どんな内容の研修なのでしょう？

担 当 者

今回の研修の大きなテーマは、日本の更生保護の中で重要な役割を担う「保護司」について学ぶことでした。保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランテ

ィアであり、保護観察官と連携して社会内処遇に当たっています。

ケニアでもこうした仕組みを導入する取組が行われており、今回の訪日研修では、日本の保護司制度の知識を深め、その運用を視察することで、ケニアでの制度設計に活かすことが目的でした。保護司制度を理解するには、その背景にある日本の犯罪者処遇制度全体を知ることが不可欠です。そのため、制度に関する講義を充実させるとともに、保護観察所や更生保護施設、少年院、刑務所など多様な関連施設を訪問し、現場での実践や職員及び関係者の生の声に触れる機会を多く設けました。



保護局講義



グループワーク

記 者

遠くケニアから来日して研修を受けなくても、オンラインで学ぶこともできるのではないかと思います…。

担 当 者

たしかに今の時代、制度の仕組みや概要はインターネットで簡単に手に入ります。しかし、現地に足を運び、その制度を支える人々の思いや価値観に直接触れることでしか得られない、大切な学びがあります。制度の根幹にあるのは人の心。心が通っていなければ、どんなに完璧に作られた制度もうまく機能しません。

例えばこの研修では、保護司のご自宅を訪問する「ホームビジット」という時間を設けました。日本らしくお茶とお菓子で迎えてくださった保護司の方々が熱心に語ってくれたのは、更生保護に込めるご自身の想いでした。言葉は通じなくても、その話し方や語り口から自然と伝わってくる、分け隔てなく人を思いやる温かさ、相手を信じ敬意を持って寄り添う姿勢、地域のために尽くす誇り—そうした心のありようは、その制度に関わる人たちと直接向き合ってこそ体感できるものです。このように、実際に肌で感じた小さな気付きの積み重ねが、帰国後の制度作りに生きる大きなヒントになるのです。



ホームビジットの様子

記 者

研修参加者の反応はいかがでしたか？

担 当 者

多くの研修参加者が、日本の「更生保護の心」を感じることができたと話してくれました。研修中、どの講義や見学先でも、必ずと言っていいほど出てきたのは、「信頼」という言葉です。参加者たちは、日本の犯罪者処遇の根幹に、人と人、関係する機関同士、行政と地域社会といったあらゆる関係の中に相互の信頼があり、それが制度全体を支え、動かしていることを約2週間の研修を通じてつかんでくれたようでした。

幸運にも、研修期間中の4月17日は「国際更生保護ボランティアの日」に当たり、東京保護観察所と東京都保護司会連合会の御協力の下、研修参加者も記念式典と啓発パレードに参加することができました。国や自治体、保護司をはじめとする地域の民間ボランティアが一体となって、まさに社会全体で更生保護を支えている様子を目の当たりにしたことで、参加者たちは「更生保護は一つの機関だけで成し遂げられるものではない。地域との信頼関係や関係機関との連携があってこそ」と、大いに刺激を受けたようでした。



パレードの様子



保護局長表敬

また、研修の中盤以降には、「保護司さんの姿が自分の祖母に重なった」「地域を想う気持ちはケニアも同じ」といった声も参加者から自然と出るようになりました。当初は「日本は特別」との意識を少なからず持っていたようですが、日本の取組を学ぶ中で、自分たちの地域にも本来備わっている強さや豊かさに気付き、それを自国の制度作りに活かそうとする気持ちが芽生えたことも、研修の大きな成果だったように思います。この制度はケニアでもきっと実現できる、と彼らが前向きに感じてくれたなら、それ以上に嬉しいことはありません。



更生保護サポートセンター見学

記 者

今後、プロジェクトはどう進んでいくのでしょうか？

担 当 者

約2年後をめどに、ケニアの4つのパイロット地域で、更生保護ボランティアと連携した社会内処遇制度の運用が定着することを目指しています。これから各地域で数百人のボランティアが選ばれ、育成のための研修も始まります。まだ動き出したばかりですが、地域社会の中に、更生保護の意義を理解し、立ち直ろうとする人達の存在を温かく受け入れ、その再出発を支えるボランティアがいてくれることがどれほど価値のあることかを、ケニアの方々実感できる日が来ると信じています。

アジ研は、このプロジェクトの先にあるケニアの更生保護の未来を見据えながら、日本の保護司制度で培ってきた知見を活かし、誠心誠意協力していきます。彼ら自身の更生保護ボランティア制度がどんなかたちに育っていくのか、今からとても楽しみです。



法務省サンクン広場での記念撮影

■ 靈感商法等対応ダイヤル編

靈感商法等対応ダイヤルは、「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方からのお問合せを幅広く受け付けています。同ダイヤルでは、オペレーターがお悩みごとの内容に応じて連携機関等の相談窓口を無料でご案内します。

高価な物品を購入したけど、
契約を取り消したい…

不安を煽られ、
商品を購入させられた

高額な献金をしたけど、
返金してほしい…

* 相談内容は一例です。

靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931

平日 9時30分～17時 (※土日・祝日・年末年始を除く)

にお電話ください。

オペレーターが、お悩みごとの内容に応じて
連携機関等の相談窓口をご案内します。

[メールフォーム](#)での相談も受け付けています。⇒



連携機関等

- 法的トラブル … 日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団
- 孤独・孤立 … 内閣府
- 犯罪被害 … 警察庁
- 消費者トラブル … 消費者庁
- 行政相談 … 総務省
- 人権問題 … 法務省
- いじめ・修学 … 文部科学省
- 生活困窮・就労・心の健康 … 厚生労働省
- 在外邦人 … 外務省

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています!

フォロワー随時募集中!
[「法テラス公式X」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第60号】

特集: 「若者の貧困」
表紙・インタビュー
: 河井 ゆずる さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です!
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説! 法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください!
[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって?

私たち法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

カンボジア長期派遣専門家 伊藤 みずき

民法や民事訴訟法は、私たちの社会の土台となる基本的なルールで、その国にとって、極めて重要な法律です。

カンボジアの民法と民事訴訟法は、日本の法制度整備支援によって起草され、成立したものであることをご存知でしょうか。

1990年代以降、内戦の影響から立ち直ろうとしていたカンボジアでは、近代的な法制度の整備が急務となっていました。そうした中、JICA（国際協力機構）のプロジェクトの下で、日本の専門家とカンボジアの関係者が共に取り組み、日本や諸外国の法制度を参考にしながら、カンボジアの社会や文化に合わせて民法と民事訴訟法が起草され、成立しました。

法を整備するだけでなく、それを運用する人材の育成も欠かせません。日本は、民法や民事訴訟法が成立した後も、関係する法令の整備のほか、裁判官など法律の専門職の人材育成にも力を注いできました。

法務省は、JICA などの関係機関と連携しながら、長年にわたり、カンボジアの法制度整備支援を行ってきました。2022年からは、JICA のプロジェクトとして、裁判官・検察官を養成する教育機関の支援を実施し、現役の教官や将来教官となる若手裁判官らと共に、教材の作成やカリキュラムの検討をはじめとする現地での活動や、日本での研修などを通じて、教官の能力向上や裁判官・検察官養成校の教育の質の向上を目指す取組を行っています。現地で活動しているのは、法務省から派遣されている私（検察官出身）や、裁判官出身である JICA 長期派遣専門家です。

先日、カンボジアの司法大臣とお会いする機会がありました。その際、日本の長年の支援に対し、「日本は、法律ができた後にすぐにカンボジアを去るようなことはせず、その法律を運用することができる人材を育成する支援も継続してくれている。とても信頼しており、感謝している。」という言葉いただきました。カンボジアで日々活動していると、カンボジアの皆さんからの日本に対する信頼が非常に厚いことを感じます。このような信頼関係は、短期間で得られるものではなく、これまで長きにわたって、カンボジアとの協力を続けてきたからこそ構築できたものだと思います。これまで先輩たちが積み上げ

てきた協力と信頼の歴史をつないでいけるよう、これからも一步一步着実に現地での取組を続けていきたいと思ひます。

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.25 ～戸籍企画官～

職 名：戸籍企画官兼局付
氏 名：大作 顕子
採用年：平成24年
所 属：法務省民事局民事第一課

Q1 戸籍企画官ってどんな仕事をしているの？

元々は、刑事事件の捜査・公判を主な仕事とする検事でしたが、現在は、「戸籍企画官」として、戸籍法や国籍法等を所管する部署で全国の法務局からの問合せへの回答、帰化申請への対応のほか、法改正に向けた検討、新しい制度の施行に向けた準備等を行っています。

Q2 最近のトピックスは？

本年5月26日から戸籍にフリガナが記載される制度が開始されました。これは、行政手続のデジタル化の促進、本人確認情報としての利用等を目的とする制度で、同日以降に出生届が提出される方だけではなく、既に戸籍に記載されている方も対象となります。既に戸籍に記載されている方には、同日以降、順次、本籍地の市区町村から記載予定のフリガナが通知されますので、必ず通知を確認して下さい。通知されたフリガナが正しい場合には、届出をしなくても通知されたフリガナが記載されますので、届出は不要です。誤っていた場合には、正しいフリガナを届出してください。

Q3 戸籍企画官の仕事のやりがいって何？

仕事のやりがいは「誰かの役に立つこと」だと思っています。民事局での仕事は、国民生活の利便性の向上など、国民全体のメリットに繋がるものが多く、やりがいを感じています。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

法務省では、各局部課に広報用キャラクターがいて、当課にも、戸籍制度の「コセキツネ」、国籍選択制度の「せんたん」がいます。今のところ、彼らの公式グッズはありません。

んが、ある法務局の職員の方が型紙をおこしてコセキツネのぬいぐるみを手作りし、法務省に送って下さったことがあり、その出来栄や心遣いにとても感激しました。コセキツネはフリガナ制度等の広報で活躍しています。コセキツネには法務省1階ロビーで会えます。



↑ 戸籍制度の広報用キャラクター
「コセキツネ」